

10万円の特別定額給付金の事業概要

1 目的

令和2年4月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されることになりました。

なお、大磯町では、1人当たり一律10万円を配る現金給付にかかる事業を以下の概要にて行ってまいります。

2 給付対象者

基準日（令和2年4月27日）時点で、住民基本台帳に記録のある全ての方が対象

3 給付額

給付対象者1人につき一律10万円を支給

4 受給権者

給付対象者の属する世帯の世帯主（世帯全員分をまとめて）

5 給付方法

申請者となる世帯主の本人名義の銀行口座への振込み

6 申請方法

感染拡大防止の観点から、**① 郵送申請方式**と、**② オンライン申請方式**（マイナンバーカード所持者が利用可能）を基本として、やむを得ない事情がある場合に限り、窓口での申請は可能

※ **① 郵送申請方式**

大磯町から受給権者宛に郵送する申請書に振込先口座などを記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに大磯町に返送

大磯町からの申請書発送日は、5月15日（金）を予定

② オンライン申請方式

「マイナポータル」にアクセスして、申請内容の入力や振込先口座の確認書類をアップロードし、マイナンバーカードによる電子署名で本人確認
受付開始日は、5月11日（月）からを予定

7 申請期間

令和2年5月18日（月）～令和2年8月17日（月） ※ 予定

申請期限は、国から、郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内と示されていることから、上記期間を申請期間とします。

8 支給開始日

5月28日（木）～（郵送申請は6月1日～）、順次、指定の振込先口座に振り込みを予定します。

9 特例等

配偶者や世帯主の暴力を理由に避難しているとの「申出書」を提出すれば、基準日（令和2年4月27日）時点で、住民票が所在する市町村と異なる市町村で給付金の支給が受けられます。

また、世帯主が高齢や認知症で自ら受給手続きができない場合は、家族が代理人となることを申し出たり、法定代理人による申請手続きにより受給できます。

10 周知方法

町広報紙、町ホームページ、おおいそ防災・行政ナビ、広報掲示板などを活用して町民へ周知

11 事業額

32億8,796万円

給付事業総額 : 32億7,000万円

給付事務費総額 : 1,796万円（郵送料、振込手数料、システム改修費など）

12 事業担当課等の名称（問い合わせ先）

政策総務部 政策課 特別定額給付金担当

役場本庁舎4階（第1会議室内に設置）

電話 61-4100 内線番号 347、348、349